

# 「特定投資家制度」における「期限日」のお知らせ



大和信用金庫は、金融商品取引法上（信用金庫法において準用する場合を含みます。以下同じ。）の「特定投資家制度」における「期限日」を、以下のとおり定めております。

## 特定投資家制度の期限日 「毎年9月30日」

- ◆ 金融商品取引法の施行（平成19年9月30日）に伴い、特定投資家に関する制度が設けられました（「特定投資家制度」といいます）。
- ◆ 「特定投資家制度」は、金融商品取引法の定める基準に従い、お客さまを「特定投資家」と「特定投資家以外の投資家」（「一般投資家」といいます）に区分するもので、特定投資家に対しては、一般投資家に適用される金融商品取引業者等の説明義務等さまざまな保護規定が適用除外となります。
- ◆ 一般投資家に移行可能な特定投資家は一定の手続きを経れば一般投資家に移行いたしますが、移行期間は最長でも1年以内とするよう期限が設けられており、当金庫は毎年9月30日を「特定投資家制度」における「期限日」としております。
- ◆ 「期限日」を過ぎると、移行したお客さまは、移行前の投資家区分に戻ります。移行を継続する場合は、再度所定の手続きをとる必要があります。

大和信用金庫 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第88号 日本証券業協会加入

※ご不明な点がございましたら、お取引店までお問合せください。



大和信用金庫